

# 未告知患者への明細書発行と法的責任

Q :

4月1日以降診療報酬明細書請求を電子化している医療機関では、医療費の明細書発行が義務化されている。ただし、検査や薬品名から不治の病であると推測され、療養の継続に支障が出ると判断される場合は明細書発行の対象外となっているが、未告知患者に対して明細書を発行しない明確な理由を説明するのは困難であり、実際には発行されているのが現状である。

もちろん発行される明細書には病名は記載されないが、例えば認知症の場合は「認知症専門医紹介加算・アリセプト」などの文字が記載されるので患者に病名が分かってしまい、未告知患者に医師の意図しない「不用意な告知」を及ぼす危険性があると思う。民法第645条によって、医師は診断の結果を患者に説明報告する義務があり、違反すると損害賠償義務を負うことにもなるが、家族が告知を拒否した場合は医師が損害賠償を負うことはないか。

また、医師からの告知前に発行された明細書によって患者が病名を知り、自殺または未遂に至った場合責任の所在はどこに求められるか。

(三重県 K)

A :

平成22年3月5日付け厚生労働省保険局長通知(保発0305第2号)『医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について』は「標記については、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第25号)並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第68号)により、平成22年4月1日より、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の請求を行うことが義務付けられた保険医療機関及び保険薬局は、領収証を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書が無償で交付しなければならないこととされたところである。

これに併せ、医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付については下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、管内保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対し、周知徹底

を図られたい」(後略)として、その『3』において、「電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の請求を行うこと(以下「レセプト電子請求」という。)が義務付けられた保険医療機関及び保険薬局については、明細書を即時に発行できる基盤が整っていると考えられることから、領収証を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、明細書が無償で交付しなければならない旨義務付けることとしたものであること。その際、病名告知や患者のプライバシーにも配慮するため、明細書を発行する旨を院内掲示等により明示するとともに、会計窓口「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。」と掲示すること等を通じて、その意向を的確に確認できるようにすること。院内掲示は別紙様式7を参考とすること」と注意喚起を行っている。

さて、民法第645条は「受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない」としているが(厳密にいうと診療契約は準委任と考えられているので、同法第656条を介しての準用であるが)、質問者ご指摘の通り、このような規定などから、医師には診断の結果を患者に説明報告する義務があり、その履行を不適切に過失のある態様で行い、あるいは行わずに、仮に患者や家族にこれと因果関係のあると考えられる損害が生じれば、医師に損害賠償責任が生じる可能性はある。

**具体的には、例えば、ご質問にあるように、家族が告知を拒否した場合に、医師からの告知前に発行された明細書によって患者が病名を知り、自殺または未遂に至ったような場合、ケースによっては医師が患者家族から損害賠償を求められる提訴を受け、裁判所の微妙な判断にさらされる危険は否定できない。**その対応の態様が妥当でないとされれば、医師に法的責任が認められることは絶対にはないだろうとは言えない。

そもそも、明細書制度が導入される以前から、告知の有無、告知・不告知の態様(例えば暴言の告知、ネグレクト的不告知)、患者本人や家族の意向の尊重の適切、不適切等々からんでいろいろと訴訟は起きているが、告知・不告知やインフォームドコンセントは、非常にメンタルな側面を含むデリケートな医師・患者関係の問題であること、またインフォームドコンセント問題自体が「言った、言わない」という水掛け論的係争になりがちな領域で、法律上実体的にも立証上もなかなか処理の容易でない争点であること、さらに病態と価値観がからんだケース・バイ・ケース性の強い紛争であること等々から、こうしておけば絶対に法的な責を免れうるというようなマニュアル化はしにくい側面が強い。

したがって、冒頭の行政通知にあるような院内掲示や窓口対応を励行するのはもちろんのこと、医師は質問のようなデリケートな問題をはらむケースで、予想通りの局面を迎えた場合は、しっかりとその状況の紛争誘起性を意識しつつ、十分に告知・不告知の実践について妥当性の吟味を行い、明細書がインフォームドコンセントを補完したり、逆に誤解を招きかねないという特性を明確に患者や家族が理解できるようベストエフォートに努めるべきということになる。

ちなみに、名古屋地方裁判所平成19年6月14日判決は、患者の遺族が、①医師の患者に対する前立腺がんの告知および治療が不適切であった、②仮に患者が適切にがん告知を受けながら治療を拒んだのであれば患者の家族に対して患者のがんを告知すべきであったとして、不法行為または債務不履行に基づく損害賠償を求めた事件で、患者に対するがん告知は適切であったなどとした上で、患者が告知を受けながら適切な治療を拒否した場合に、医師には患者の家族にがんを告知する義務はないと判示しているが、この判決例のケースのように、告知・不告知にまつわる紛争は、患者本人からあるいは家族から、また告知する、あるいは告知しない、はたまたその告知・不告知の態様の是非をめぐって、順列組み合わせで様々な可能性をもって起こりうるので、プロスペクティブに万全に紛争化を防ぐ特効薬的方法はない。

自ら、法廷でその妥当性を問われて、「なぜか、なぜならば」と医師として職業倫理や患者家族への配慮の見地から欠けることがないという自ら信じられる手順を熟考しつつ問題に真撃に対処していくべきというほかない。

◆◆◆回 答◆◆◆

弁護士 竹中郁夫

(日本医事新報 No.4495 2010年6月19日号 p85-86)

## 私の感想：

う～ん・・・。可能性としてやはり、『**家族が告知を拒否した場合に、医師からの告知前に発行された明細書によって患者が病名を知り、自殺または未遂に至ったような場合、ケースによっては医師が患者家族から損害賠償を求められる提訴を受け、裁判所の微妙な判断にさらされる危険は否定できない。**』ということがあり得るといふ状況のようですね。